

フランス国際私法における著作者人格権の相続

羽賀, 由利子
成蹊大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/6757911>

出版情報 : 法政研究. 89 (3), pp.233-251, 2022-12-21. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



フランス国際私法における著作者人格権の相続

羽賀由利子

はじめに

I. フランス実質法における著作者人格権と相続

1. 権利の諸類型

2. 「人格的権利」の相続

II. 国際私法上の問題

1. ベルヌ条約6条の2

2. 強行法規としてのフランス法の適用

おわりに

はじめに

創作によって何らかの作品を生み出した人は、その利用等から得られる経済的利益についての権利と同時に、その作品に化体する自身の思想や信条、愛着といった精神的な利益についての権利を得る。この著作者人格権は、その名の通り作品を通して著作者の人格を保護するが、この権利のとりわけ強い庇護者として知られるのがフランスである。

野獣派の画家Georges Rouaultは、自身の死後に未完成のまま残ることを厭い、315点もの作品を（画商Vollardと訴訟してまで取り戻した上で）焼き捨てたが、多くの場合は作者の死後も作品は世に残り続ける。それでは、その作品に化体している著作者の人格はどうなるのか。作者当人の死亡により消え去るのか、それとも作品とともに生き続けるのか。

フランス著作権法は著作者人格権を永続権と定め、著作者の死後もこれを保護する。それでは、本人の死後はこの権利は誰が有し、どのように行使するのか。本稿

の関心はこのような「本人」が不在となる状況における著作者人格権である。

著作者人格権についての各国の立場は様々であり、著作者亡き後のこの権利に関しても法が抵触する状況にある。すると、著作者の死後の著作者人格権について涉外性を有する問題が生じた際には、いずれの国の法を適用するかが問題となる。

このような状況において、本稿は、著作者人格権の強い保護という特異性を有するフランスでこの問題がいかに取り扱われるかを検討する。まず、著作者人格権の内容とその相続についてフランス国内法における状況を概観し（第1章）、続いて、準拠法選択に関する同国国際私法上の議論について検討する（第2章）。

I. フランス実質法における著作者人格権と相続

著作権に関する国際的枠組みである1886年文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」）は、著作者人格権として「著作物の創作者であることを主張する権利」と「著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」を規定する（6条の2）。ベルヌ条約で示されるこれらの保護はあくまでミニマム・スタンダードであり、各加盟国はそれよりも強い保護を国内法で定めることができる。

フランスは古くから著作者人格権を重視し、経済権である著作財産権に優先する最重要の存在と位置づける。⁽¹⁾ フランス知的財産法典（Code de la Propriété Intellectuelle）は著作物を著作者の「精神的産物（œuvre de l'esprit）」（L. 111-1条）とし、著作者人格権に著作物を通して著作者自身の人格を守るという人格権的な性質を与えた上で、⁽²⁾ 所有権的な著作財産権とは明確に区別する。⁽³⁾

以下では、議論の前提としてフランスの著作者人格権の具体的な内容と性質を示した上で（第1節）、その相続が生じた場合の処理についての実質法上の規定及び判例を概観する（第2節）。

(1) H. DESBOIS, LE DROIT D'AUTEUR EN FRANCE, 2^e éd., Dalloz, Paris, 1966, n° 380 ; A. LUCAS ET AL., TRAITÉ DE LA PROPRIÉTÉ LITTÉRAIRE ET ARTISTIQUE, 5^e éd., LexisNexis, 2017, n° 536.

(2) 「その〔著作物の〕著作者の人格にきわめて密接に結びつく（trop intimement liées à la personnalité de leurs auteurs）」とするH. DESBOIS, *supra note* 1, n° 802.

(3) V. par ex., A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, n° 33.

1. 権利の諸類型

著作者人格権については知的財産法典L. 121-1条からL. 121-9条が定める。具体的には、公表権 (droit de divulgation)、氏名表示権 (droit à la paternité)、作品尊重権 (droit au respect de l'œuvre)、修正・撤回権 (droit de repentir ou de retrait) の4つである。以下、それぞれの権利の内容を素描する。

(1) 公表権 (L. 121-2条)

公表権は、端的に言えば、作品を公表するか否かを決定する権利である。併せて、作品が公表される際の方法及び条件を決定する権利も含まれる。この権利は一度だけのものであり、作品がいったん適法に公表された時には消費される。⁽⁴⁾

公表権は、著作物の運命を開始する点で重要な位置にある。財産権との関係でも、著作物は公表されるまでは潜在的に財産的性質を有するにすぎない。⁽⁵⁾ 著作物の運命の開始である公表は、それを生み出した著作者その人に限定され、その明確な意思のみによってなされる。⁽⁶⁾ 著作者はその著作物を世に出さないことをも自ら決定できるのだから、著作者による非公表の決定を妨げる行為、すなわち著作者の意に反してなされる公表も、当然許されない。これは、自身の顔貌あるいは私的領域に属する情報が自らの意思に反して衆目にさらされるという肖像権あるいはプライバシーの侵害の形と類似する。この点も、著作者人格権の「人格権性」を説明するものと言えよう。⁽⁷⁾

(2) 氏名表示権 (L. 121-1条1項)

L. 121-1条1項は「著作者は、その氏名 (nom)、身分 (qualité) 及び著作物の尊重に対する権利を享有する」と定める。この中でとりわけ氏名と身分についての権利が、いわゆる氏名表示権である。⁽⁸⁾ 「父子関係」とも訳される paternité という語が示す通り、この権利は、氏名等の表示を通して著作者本人と著作物との間の「親

(4) A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, n° 565. なお、伝統的には著作財産権に倣って「消尽 (épuiser)」の語が用いられた（例えば旧版のA. LUCAS ET AL., *TRAITÉ DE LA PROPRIÉTÉ LITTÉRAIRE ET ARTISTIQUE*, 4^e éd., LexisNexis, 2012, n° 503を参照）。また、この点、F. POLLAUD-DULIAN, *LE DROIT D'AUTEUR*, Economica, Paris, 2005, n° 617は、著作者が自身の公表著作物を異なる目的・異なる態様によって再度公表する場合には、改めて公表権が観念されるとする。

(5) H. DESBOIS, *supra note* 1, n° 387.

(6) TGI Paris, 17 fevr. 1999; RIDA juill. 1999, p. 331.

(7) A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, n° 552.

子関係 (filiation)⁽⁹⁾」を明らかにすることを保障する権利である。

ここで表示される氏名は実名に限定されず、著作者は付すべき氏名を自ら決定できる。著作者と著作物との紐帶が示せれば十分なのであるから、示される名は筆名のような仮名であってもよいし、反対に著作物との紐帶を示さない、すなわち匿名のままでいることも可能である (L. 113-6条1項)。そしてまた、自分はその著作物の作者ではないと (あたかも親子関係不存在確認のように) 主張することも、この権利の作用である。⁽¹⁰⁾

氏名の表示は正確になされなければならないから、著作者はこの権利に基づき、著作者名の僭称や表示の欠落、綴りの誤りといった侵害に対する救済を求めることができる。また、表示される氏名の決定はあくまでも著作者自身に委ねられるから、⁽¹¹⁾ 契約等による氏名表示の強制は許されない。例えば、有名作家が別の（無名の）筆名で著作物を公表したいという場合、仮令普段の（有名な方の）名を付す方が商業的な売り上げが見込めて望ましいとあっても、出版者等はそれを強いることはできないのである。

(3) 作品尊重権 (L. 121-1条1項)

上掲のL. 121-1条1項に示される氏名や称号などの著作者の肩書に関わらない部分、すなわち「著作物 (œuvre)」自体に対する尊重がこの権利である。

この権利により著作者は作品の望まぬ変更に対して異議を申し立てられるが、ベルヌ条約上はその対象は「自己の名誉又は声望を害するおそれのある」変更に限定される。これに対して、フランス法上の作品尊重権は名誉・声望に対する侵害を要件としない。⁽¹²⁾

著作物は著作者自身を表現するものである。したがって、著作物に対する変更は著作者の人格に対する侵害である。これがフランス法における作品尊重権の根幹にある考え方である。この権利に基づき、著作者は許可なくなされたあらゆる変更や削

(8) この「身分」には、例えば肩書 (titre) や称号 (grade) 等が含まれる。H. DESBOIS, *supra note 1*, n° 419.

(9) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note 4*, n° 628.

(10) A. LUCAS ET AL., *supra note 1*, n° 609.

(11) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note 4*, n° 628.

(12) A. LUCAS ET AL., *supra note 1*, n°s 617-619.

(13) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note 4*, n° 633.

除、付加あるいは変造を禁ずることができる。⁽¹⁴⁾

もちろん、利用（とりわけ翻案）に際して著作物を変更するべき状況は多分にあり得る。しかし、この場合にも利用者には著作物に対する「絶対的忠誠の義務（devoir de fidélité absolue）」⁽¹⁵⁾が課され、著作者の同意を得た上で、著作者の意図を傷つけることのないよう留意せねばならない。また、些細な、あるいはやむを得ない改変はある程度は許容されるが、その場合にも著作物の変質（dénaturation）⁽¹⁶⁾は認められない。著作物の精神（l'esprit）⁽¹⁷⁾は常に保持されなければならず、「著作者がその著作物はこうあるべきと欲した通り」⁽¹⁸⁾となる尊重が要求される。

（4）修正・撤回権（L. 121-4条）

上述の通り、著作者のみが著作物の運命を決定する権限を有する。そのうち公表権は著作物を世に出すことの決定権である。その裏返しとして、自身の著作物に対して違和感を抱いたり、不完全な部分を発見したりした場合、著作者は当該著作物の内容の修正・変更を求めることができるし（修正権）、思想・信条等の変化によってかつて創作した著作物がもはや自身の信念と合致しない場合には、世からの引き上げを求めることができる（撤回権）。著作物は著作者の内面の発露であるから、その心にもはや添わない著作物が流通することは、著作者自身に対する誤解を招く。それゆえ、著作者の内心の保護という観点からこの権利が認められている。⁽²⁰⁾

これらの権利は、すでに公表された著作物の著作財産権が譲渡された後であっても主張できる。すると、例えば出版者といった著作財産権の譲受人が経済的な損害を被る可能性がある。そこでL. 121-4条は、著作者と著作財産権の譲受人との間の利害調整のために、修正・撤回権の行使に際し、これらの者に対する事前かつ十分な補償を要求する。また、修正・撤回された著作物が再度公表される場合には、最

(14) *Ibid.*

(15) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note* 4, n° 634.

(16) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note* 4, n°s 634-637. ただし、翻案についていったん合意し、その枠内での翻案がなされたにもかかわらず、事後に著作者が作品尊重権に基づいて異議を申し立てる場合には、民法上の責任が生じる可能性がある。A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, n° 642.

(17) Cass. 1^{re} civ., 5 mai 1968, arrêt Salvador Dali ; *D.* 1968, p. 382.

(18) TGI Paris, 3^e ch., 15 oct. 1992 ; *RTD com.* 1993, p. 98, obs. A. Françon ; *RIDA* janv. 1993, p. 225.

(19) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note* 4, n° 612.

(20) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note* 4, n° 656.

初の譲受人に当初の条件で優先的に利用権が与えられなければならない。これらの要件が充足されない場合、修正・撤回権の主張は認められない。

2. 「人格的権利」の相続

著作者人格権は、著作物に示されている著作者の人格を保護する機能を有する。このいわゆる人格権的性質ゆえに、L. 121-1条が明確に述べている通り、著作者人格権は著作者の一身に専属し（2項）、譲渡不能な永続権であり、かつ時効にもかかるない（3項）。それでは、その（著作物の保護を通して）保護すべき対象である著作者の死後には、これらの権利はどうなるか。

著作者人格権に関する諸規定の冒頭にあるL. 121-1条は、著作者人格権の一身専属性・永続性に統いて、著作者の死後には著作者人格権が相続されることを示す（4項）。さらに、遺言により第三者へ与えられることも規定する（5項）。この継承は一度きりのことではない。著作者の死亡後の直接の相続人だけではなく、その相続人の相続人や、さらにその後の相続人にも、無限に継承される。⁽²²⁾これは同条2項が規定する権利の永続性と時効不能性から説明される。

以下では、より具体的に、著作者の死後の著作者人格権の取り扱いを見ていく。上述の通りフランス法上の著作者人格権として4つの類型があるが、そのうち修正・撤回権は著作者の死により消滅するとされる。⁽²³⁾そして、相続については、残り3つの著作者人格権を公表権とそれ以外（すなわち氏名表示権と作品尊重権）とに区分し、それぞれ異なる方式で継承される、とするのが一般的理解のようである。

(21) A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, n° 590 et F. POLLAUD-DULIAN, *supra note* 4, n° 664. 実際の損害と得べかりし利益を考慮して算定される。

(22) N. Binctin, *Droit d'auteur et droit des successions*, RIDA n° 234, 2012, p. 3 et s. ; D. MARTIN, *LA DÉVOLUTION SUCCESSORALE DES DROITS D'AUTEUR : PROPRIÉTÉ INTELLECTUELLE ET DROIT DES SUCCESSIONS*, Presses Académiques Francophones, 2013. V. aussi Y. OULD AKLOUCHE, *LA QUALITÉ D'HÉRITIER*, Defrénois, 2017, n° 807 et s. 邦語での文献として、ジャック・ラリュー／マルセロ・デ・アウカンタラ（訳）「画家、家族及び著作権」水野紀子=窪田充見（編代）『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015）543頁以下、特に553頁以下を参照。また、幡野弘樹「フランスにおける非財産的権利に関する遺言執行者の役割」立教法学101号（2020）132頁以下、とりわけ142頁以下。

(23) CA Paris, 17 déc. 1986, arrêt Utrillo ; *JCP* 1987-II-20899, note B. Edelman.

(24) N. Binctin, *supra note* 22, p. 5. 裁判例として、CA Paris, 17 déc. 1986, préc.

(1) 公表権

著作者の死後の公表権の取り扱いは特別なものであり、この点については明文の規定がある。L. 121-2条2項によれば、まず、生存する遺言執行人（exécuteur testamentaire）がいる場合には、その者（単独でも複数でもよい）に委ねられる。遺言執行人が不在の場合またはその死後は、著作者の別段の意向が示されていない限り、著作者の家族がこの権利を行使できる。その順位は、直系卑属、配偶者（別居の確定判決または再婚している場合は除く）、直系卑属以外の相続人（直系尊属・傍系親族）、包括受遺者または将来財産総体の受贈者、である。

この順位は、著作者の意思を反映するに相応しい者の序列を示している。⁽²⁵⁾著作者に近しい人間は、その思考にも近く、それゆえ著作物の公表について著作者の望むところに従って著作者の利益のために行動することができる、という考えがこの規定の背景にある。この近しさは、血縁上のつながりだけではなく、友愛の中にも見出される。⁽²⁶⁾そこで、自身の身内、つまり配偶者や家族を信頼する著作者は自身の著作物の公開もそのまま彼らに委ねねばよいし、近親者を信頼できない著作者は——時に血は水より薄いかも知れない——自身の意図に沿って行動する遺言執行人を選定すればよい。フランスにおける遺言執行人は遺言によってのみ選任されるから、この者は著作者の意思を十分に反映できると推認される。⁽²⁷⁾そして、公表権を継承する者は、著作者に対する「忠実の推定（présomption de fidélité）」⁽²⁸⁾をもって、著作者の意思（あるいは遺志）に従った公表の判断をなさねばならない。

世を去る著作者が未公表のまま遺した著作物の公開について、かように著作者の意思を重視するのはなぜか。まず、著作物の公表は著作者の名声に関わる。また、作品によっては、それが世に出ることで経済的利益にもつながる点も重視されるかも知れない。⁽²⁹⁾いずれにせよ、公表権は、ある意味で「未完」であった著作物に公表

(25) N. Binctin, *supra note 22*, p. 41 et s.

(26) D. MARTIN, *supra note 22*, n° 133.

(27) *Ibid.*

(28) 脇野・前掲注(22) 145頁。

(29) B. Edelman, *supra note 23*, p. 534.

(30) ラリュー／デ・アウカンタラ（訳）・前掲注(22) 554頁。

(31) 脇野・前掲注(22) 145頁は、著作物に経済的利益が見込めると（仮令著作者の意思に反しても）公表へのインセンティブが働いてしまうこと、そこで遺言執行人が公表権のみを持てば公

という「最後の仕上げ」⁽³²⁾をもたらして「著作者を生き返らせ」⁽³³⁾る機能を有するがゆえに、死後の公表権を継承する者の選定についても、著作者の意思と強固に結び付けられていると考えられる。

(2) 公表権以外の権利（氏名表示権、作品尊重権）

L. 121-1条1項が定める氏名及び作品それ自体に対する尊重権の継承は、前節で述べた公表権の継承とは別のルールによって規律される。これらの権利の相続には特別の規則はなく、「相続権の帰属についての通常の規律によって」⁽³⁴⁾相続人に移転される。⁽³⁵⁾

同条5項は、氏名及び作品の尊重権について、遺言規定に基づく第三者への付与を認めている。包括遺贈がなされた場合、遺留分権利者が存在する場合にも、包括受遺者が著作者人格権を取得する。⁽³⁶⁾ここで、財産の継承に関する遺留分と著作者の「精神的遺産 (héritage moral)」⁽³⁷⁾とは区別されなければならない。前者は財 (bien) の継承の問題であり、後者は「精神的承継 (succession morale)」の問題だからである。⁽³⁸⁾死後の著作者人格権の目的を著作者の名声を死後にも守ることと位置づけるならば、著作者が指定した者こそがそれを全うし得る者であると考えられ、それゆえ包括受遺者こそがこれらの著作者人格権を継承することになる。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾

相続放棄と著作者人格権の継承の関係については議論がある。フランス民法805条は「相続放棄する者は相続人とならなかったものとみなす」と規定し、これは被

表という行為が経済的利益から独立し得ることを指摘する。なお、公表権と経済的利益を関連付けた判決として、Cass. 1^{re} civ. 25 mars 2010, *JCP G* 2010, 439, note C. Caron. ただし著作者人格権たる公表権を経済的側面に結びつけることを批判するN. BINCTIN, *DROIT DE LA PROPRIÉTÉ INTELLECTUELLE*, 5^e éd., LGDJ, 2018, n° 150も参照。

(32) ラリュー／デ・アウカンタラ（訳）・前掲注（22）554頁。

(33) ラリュー／デ・アウカンタラ（訳）・前掲注（22）554頁。

(34) S. Durrande, *Les héritiers du droit au respect*, *D*. 1989, ch. p. 189 et s.

(35) Cass. 1^{re} civ. 11 janv. 1989, Arrêt Utrillo ; *JCP G* 1989-II-21378 note A. Lucas ; *D*. 1989, 308, note B. Edelman.

(36) Cass. 1^{re} civ. 17 déc. 1996, *Bull. civ.* I no. 461, Arrêt Picabia ; *RIDA* avr. 1997 p. 265 ; *JCP G* 1997-II-22888, note. B. Beignier ; *D*. 1997, note J. Ravanas ; *RTD civ.* 1998 p. 446, note J. Patarin.

(37) B. Beignier, *supra note* 36, p. 354.

(38) J. Ravanas, *supra note* 36, p. 447.

(39) ラリュー／デ・アウカンタラ（訳）・前掲注（22）554頁。

(40) ただし、遺言執行人は包括受遺者による著作者人格権の行使を監視する権限を有する。幡野・前掲注（22）146頁。

相続人の人格継承者としての地位の放棄を意味する。これを踏まえ、相続放棄によって著作者人格権の継承者たる地位も放棄される、と理解することもできよう。これに対して、「精神的承継」は財産とは無関係であるとする立場からは、財産の相続の放棄と著作者人格権の継承のそれは同視されないことになる。⁽⁴¹⁾

（3）故人への忠実義務

著作者人格権は、著作者の死亡により、忠実義務を果たすための手段に変貌（métamorphose）⁽⁴²⁾する。L. 121-3条は、公表権について、死亡した著作者の代理人に明白な濫用がある場合、代理人間に紛争がある場合、権利継承人がいない場合及び相続人不存在の場合には、裁判所があらゆる適当な措置を命じることができる旨を規定する。死後の著作者人格権は、「機能的権利（droit fonction）、すなわち相続人が自身のためではなく故人たる著作者の排他的利益のために行使するべき眞の家族的義務」⁽⁴³⁾なのである。この規定は文言上は公表権のみに言及するが、実際には、その適用は氏名表示権や作品尊重権等の他の著作者人格権にも拡大されると理解されている。⁽⁴⁴⁾

著作者の意思が明確に示されていない場合、著作者人格権を継承した者の行動は著作者の意思に従っているであろうという「忠実の推定」（これは忠実の義務から引き出される）を受けるが、権利の「明白な濫用」がある時には、上述の裁判所による措置が要求される。この「明白な濫用」は第三者との関係においてであり、第三者がその証明責任を負う。⁽⁴⁵⁾

これに対して、上述の通り、著作者人格権の相続は一回に限定されず、何度も繰り返される。すると、複数の者が著作者人格権を共同で保有する事態も生じる。こ

(41) Cass. 1^{re} civ., 15 févr. 2005, *Bull.* I n° 84, p. 74 (« une telle renonciation ne produit aucun effet sur la dévolution du droit moral »). V. aussi B. Beignier, *supra note* 36, p. 354.

(42) A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, no. 705.

(43) A. Françon, *La protection du droit moral de l'auteur relatif à une œuvre tombée dans le domaine public*, ÉTUDES DE DROIT COMMERCIAL: Mélanges Henry Cabrillac, Librairies techniques, 1968, p. 180.

(44) A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, n°. 709.

(45) Cass. 1^{re} civ., 28 févr. 1989, no. 87-13540, arrêt Foujita ; *D.* 1989, 557, note S. Durrande. 本件は本邦でも著名な画家・藤田嗣治の死後の画集の発売に関し、頒布権（droit d'exploitation）が問題となつたものである（概要についてラリュー／デ・アウカンタラ（訳）・前掲注（22）563-565頁）。この原則は著作者人格権にも適用される。*CA Paris*, 4^e ch., 31 mars 2004, *Arrêt Cosette* ; *D.* 2004 note B. Edelman ; *RIDA* 4/2004 p. 292, note F. Pollaud-Dulian.

のように著作者人格権が複数の者に帰属し、その間で争いが生じた場合には、「単純濫用」の証明でよい。また、その行使については、共同相続人のすべての同意が必要となるわけではなく、いずれかの相続人が単独で権利の保護を求めることがで
⁽⁴⁶⁾
きる。
⁽⁴⁷⁾

（4）死者の「承継」

これまで見たように、著作者人格権は著作者自身の死後も、著作者の意思への忠実という縛でその相続人を束縛する。一般的に人格はその人の死亡とともに消滅しそうなところ、死後にも存続し、相続人ら生きている者がそれを保持することが要請されるように見える。このことはいかに説明されるのか、僅かばかり言及したい。

フランス法において、ある人格が有する財産の総体を資産（patrimoine）と呼ぶ。Charles Aubry と Charles-Frédéric Rau により提唱されたこの概念の詳細は他の優れた論稿に譲るが、この概念と人格とは極めて密接に関係しており、（少々粗雑な表現ではあるが）人格はすなわち資産と見立てができる。ある人の死を契機に資産が相続されるならば、すなわち人格もまた次代へ承継されるのである。

ここで、Aubry-Rau の理論において、第一義的に資産は財（biens）の全体とされ、この財は金銭的価値により評価されるものである。それゆえ、金銭的に換算できない財産や権利は「資産外の（extrapatrimonial）」ものと位置づけられ、承継の対象とはならないように思われる。ところが、これら「資産外の」権利・財産を承継

(46) CA Paris, Pôle 5, ch. 2, 11 janv. 2013, *Légipresse* 2013, n° 304, p. 241, note A. Lucas-Schloetter.

(47) Cass. 1^{re} civ., 15 févr. 2005, préc.

(48) P. Kayser, *Les droits de la personnalité : Aspects théoriques et pratiques*, *RTD civ.*, 1971, p. 497.

(49) この点につき、斎藤哲志「死者の生かし方：フランス相続法における人格承継原理の射程」論究ジュリスト34号（2020）168頁以下に多くの示唆を得た。

(50) 原恵美「フランスにおけるパトリモワース論の原型：オーブリ＝ローの理論の分析」法学政治学論究69号（2006）357頁以下、片山直也「財産：biensおよびpatrimoine」北村一郎（編）『フランス民法典の200年』（有斐閣、2006）177頁以下、横山美夏「財産概念について：フランス法からの示唆」早稲田大学比較法研究所（編）『日本法の中の外国法：基本法の比較法的考察』（早稲田大学比較法研究所、2014）47頁以下及び瀬川信久「資産（patrimoine）」理論は日本民法学にとってどのような意味をもつのか』同81頁以下、等。

(51) J.-C. SAINT-PAU (dir.), *DROITS DE LA PERSONNALITÉ*, *Traité*, LexisNexis, 2013, § 44. 「Patrimoine の概念はpersonnalitéの概念から当然に演繹され、あるいは人格の発露（émanation de la personnalité）」であるとするAubry-Rauを引きつつ、patrimoineはpersonnalitéの諸属性を反映する正当かつ原始的枠組みであるとする。

(52) J.-C. SAINT-PAU (dir.), *supra note* 51, n° 45.

するための理論が探求されており、この検討に際して著作者人格権の相続は議論の枠組みを提供している。紙幅の限りで詳細には立ち入れないが、この理論に立てば、相続により著作者人格権を継承した者は、承継した死者の人格それ自体を保護するよう行動せねばならない。これは上述の忠実義務とも関係してくるように思われる。かようにして、生者は死者にとらわれ続けるのである。⁽⁵⁵⁾

II. 国際私法上の問題⁽⁵⁶⁾

本章では、涉外要素を含む著作者人格権の相続の準拠法の決定についてのフランスの議論を検討する。

まず、一般相続準拠法について、フランスは伝統的に動産と不動産を区別し、それぞれ異なる準拠法によらしめる分割主義に立ってきた。しかし、2012年7月の「相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州規則」(650/2012)（以下「欧州相続規則」）により、2015年8月17日以降に開始した相続については、同規則により指定される準拠法が適用されることになった。

欧州相続規則は、フランスのかつての見解とは異なり、動産・不動産を区別しない（21条）。そして、被相続人の死亡時の常居所地法を原則としつつ（同条1項）、明らかにより密接な関係がある地の法の例外を設け（同条2項）、さらに、被相続人による本国法の選択を認めている（22条）。ここで導かれる準拠法は23条に列举される事項に適用されるが、同条b号は「相続人の指定、各々の持分及び被相続人により課せられ得る義務の決定、並びに生存配偶者または生存パートナーの相続権

(53) Y. OULD AKLOUCHE, *supra note 22*, n° 756 et s.

(54) P. BLONDEL, *LA TRANSMISSION À CAUSE DE MORT DES DROITS EXTRAPATRIMONIAUX ET DES DROITS PATRIMONIAUX À CARACTÈRE PERSONNEL*, Bibliothèque de droit privé, t. 95, LGDJ, 1969, n° 89 et s.

(55) フランスの法諺は「死者は生者を捉える（Le mort saisit le vif）」と示す。杉山直治郎（訳）『仏蘭西法諺』（日本比較法研究所、1951）29-30頁はさらに「son hoir le plus proche habile à lui succéder.」と続け、「死者は生者即ち死者の最近相続人を捉ふ」（漢字は新字体に改めた）と訳す。ここで用いられる動詞saisir及びその名詞saisineにつき、齋藤・前掲注（49）170-172頁及び原・前掲注（50）376-377頁を参照。

(56) 本章につき、A. Lucas／拙訳「著作権と相続：国際私法の観点から」法政論集286号（2020）299頁以下。横溝大名古屋大学教授にこの翻訳の機会を頂戴したことが本稿執筆の契機である。

(57) 宮本誠子「EU相続規則への適応：国境を越えた相続事件におけるEU法に適応するための諸規定に関する2015年11月2日のデクレ第1395号」日仏法学29号（2017）184頁も参照。

を含む、遺産に関するその他の権利の決定」を挙げる。

著作者人格権の相続について、この相続準拠法が適用されるか、あるいは何らかの形で導かれる他の法が準拠法となるかが問題となる。具体的には、著作者人格権の帰属の問題として国際条約たるベルヌ条約が準拠法を導き得るか（第1節）、そして、フランス国際私法における著作者人格権の強行法規性が準拠法選択を排除し得るか（第2節）、である。

1. ベルヌ条約 6条の2

著作者の死後に「遺された」著作物についての著作者人格権の承継は、国際私法上、いかなる問題と取り扱われるか。相続と法性決定されるならば、上述の欧州相続規則により導かれる準拠法によることになろう。他方、これを著作者人格権の帰属の問題と構成する余地もある。

著作権の帰属の問題となれば、とりわけベルヌ条約の位置づけが問題となる。そして、ここで導かれる準拠法が相続に起因する権利の帰属まで射程に含むのかが検討されなければならない。

（1） 帰属の一般則

著作権の帰属として法性決定される場合に問題となるのは、国際的枠組みと位置づけられるベルヌ条約である。この規則が抵触規則を含むかについてはわが国でも議論があるところだが、以下ではフランスの状況を見ていく。

著作権の帰属について、フランスの判例は長らくこの問題を本源国法によらしめる立場をとってきた。⁽⁵⁸⁾ これは、単一の準拠法によることによる法的安定性、すなわち、著作権が転々流しても「誰が権利者であるか」を確定的に決定できることが重視されたためである。

しかし、2013年のABC News事件において、この問題について破毀院は大きく

(58) Cass. 1^{re} civ., 22 déc. 1959, arrêt *Le Chant du Monde* ; *D.* 1960, p. 93, note G. Holleaux ; *Rev. crit. DIP* 1960, p. 361, note F. Terré ; *RTD com.* 1960, p. 955, obs. Y. Loussouarn ; *RIDA* 1960, p. 79, chron. H. Desbois.

(59) M.-É. Ancel, *Reportages en quête d'auteur : de la loi applicable à la titularité initiale des droits sur une œuvre de l'esprit*, *Comm. com. électr.* 2013, étude 18, n° 5. V. aussi M. Vivant, *Droit d'auteur : déroutante territorialité*, *D.* 2013, p. 1973.

方向を転換した。⁽⁶⁰⁾ この事件は、アメリカのテレビ局ABC社のパリ支局に勤めていたリポーター兼カメラマンが経済的理由で解雇されたところ、自身らの制作したルポルタージュやドキュメンタリーの許可のない放映は自身の著作財産権及び著作者人格権を侵害するとして、元の雇用者であるABC News Intercontinental社を訴えたものである。本件では、同国での放映を理由にフランスが保護国、アメリカが本源国と考えられていた。

著作財産権と著作者人格権の帰属が同時に問題となったこの事件で、破毀院は、その準拠法を保護国法とした。そしてその根拠として、破毀院はベルヌ条約5条2項を示している。この判決により、長らく不明であったベルヌ条約5条2項の位置づけが明らかにされたと評価されている。⁽⁶¹⁾

この判決の立場に立てば、フランス国際私法上、著作者人格権の帰属も一般的には保護国法によることになる。ただし、次節で述べる通り、フランスでは著作者人格権に関連する規定を強行法規とする破毀院の判例がある。そうであるならば、著作者人格権の帰属については、準拠法の如何にかかわらず、法廷地法たるフランス法が直接適用される可能性は残るかも知れない。⁽⁶²⁾

（2）相続に起因する帰属

ABC News事件判決において破毀院が示した著作権の帰属の準拠法は、相続から生じた権利の帰属をも規律するか。

この点、著作財産権については明らかに否定される。著作財産権の相続による帰属は、著作権の帰属の準拠法ではなく相続準拠法に送致される。これは追及権についても同様である。スペインの著名な画家Salvador Daliの著作物に関する追及権が問題となった事件では、ECJの判断を経て、フランスの国内裁判所で相続準拠法

(60) Cass. 1^{re} civ., 10 avr. 2013, Arrêts ABC News ; *RIDA* 4/2013, p. 409 et p. 361, obs. P. Sirinelli ; *JCP G* 2013, 493, obs. A. Lucas-Schloetter, et 701, note É. Treppoz ; *D.* 2013, p. 2004, note T. Azzi ; *Propr. intell.* 2013, p. 306, obs. A. Lucas ; *RTD com.* 2013, p. 725, obs. F. Pollaud-Dulian ; *JCP E* 2014, 1444, no 8, obs. F. Marchadier.

(61) M.-É. Ancel, *supra note* 59, n° 1.

(62) M.-É. Ancel, *supra note* 59, n° 12. なお、M. Vivant, *supra note* 59, n° 11はABC News事件判決で破毀院はこの強行法規的解決から距離を取っていると評価する。

(63) TGI Paris, 3^e ch., 29 janv. 2008 ; *JCP E* 2009, 1108, n° 10, obs. H.-J. Lucas. また、A. Lucas／拙訳・前掲注(56) 301-302頁も参照されたい。

によらしめるべきとする判断が下されている。⁽⁶⁴⁾

問題は、著作者人格権についても同様に考え得るかである。というのは、ベルヌ条約6条の2が、著作者人格権は「著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される」(2項)と定めるからである。ここで著作者の死への言及がある点には注意を要しよう。この規定が死亡による権利の帰属に適用されるならば、著作者人格権については、著作財産権や追及権とは異なる処理がなされることになる。

この点、1966年に死亡したスイスの著名な彫刻家Alberto Giacomettiの作品についての著作者人格権が問題となった事件で、ベルヌ条約6条の2への言及がある。Giacomettiは遺言を残さず死亡したところ、その弟妹(より正確にはその相続人も含まれるが、詳細は描く)及びGiacometti夫人が相続人となった。その後、夫人は自身の秘書であるPalmer女史にGiacometti作品の尊重権の管理を任せる旨の遺言を残して1993年に死亡したが、同女史が夫人の願い通りに著作者人格権を承継したかが問題となった。

パリ控訴院は、Giacomettiの動産の相続自体については(当時の相続に関する準拠法選択規則に従って)スイス法によりつつも、著作者人格権については、ベルヌ条約6条の2によれば「著作者人格権は保護が要求される地の法により資格が与えられる者により行使される」べきとし、フランス法を適用している。⁽⁶⁵⁾

上訴された破毀院も同様に判断したが、ここで著作者人格権の帰属についてフランス法の適用が導かれた理由は明らかでないと学説からは批判されている。⁽⁶⁶⁾実際、この問題に保護国法を適用することは、様々な問題を惹起する。⁽⁶⁷⁾

(64) ECJの2010年4月15日判決(C-518/08)及びその後のパリ大審裁判所判決(TGI Paris, 3^e ch., 8 juill. 2011, *RTD com.* 2012, p. 336, obs. F. Pollaud-Dulian)を参照。この点についての詳細な邦語文献として、的場朝子「EUにおける国際相続と著作者の権利の移転(上)(下)」*京女法学*8号(2015)67頁以下及び同12号(2017)53頁以下。

(65) CA Paris, 1^{re} ch., 23 sept. 1997; *RIDA* 2/1998, p. 418; *JCP E* 2000, p. 80, obs. J.-M. Wallet; *D.* 1999, somm. p. 65, obs. C. Colombet.

(66) Cass. 1^{re} civ., 6 juill. 2000; *Bull. civ.* I, n° 211; *Rev. crit. DIP* 2001, p. 329, note J.-S. Bergé; *Dr. famille* 2000, comm. 119, note C. Alleaume; *Gaz. Pal.* 2001, 2, p. 47, note S. Durrande; *JCP E* 2002, 223, obs. H.-J. Lucas.

(67) C. Alleaume, *supra note* 66, p. 22; J.-S. Bergé, *supra note* 65, p. 330.

まず、本件における保護国とはどこかを考えてみよう。保護国は一般に不法行為地とされるが、ベルヌ条約起草の段階では法廷地（当時はこれが不法行為地と一致する）と考えられていた。⁽⁶⁸⁾このことはどの法がどのような資格で適用されるか不明瞭な状況を導く。⁽⁶⁹⁾帰属が問題となる場合、実際の侵害が生じているわけではないから、保護国を法廷地と見ざるを得なくなろうか。⁽⁷⁰⁾このように法廷地法としてのフランス法によれば、前章で述べた通り、作品尊重権は相続に関する通常の規則によって継承される。そうすると、ではその相続人はいずれの国の法で決められるのか？⁽⁷¹⁾という問題に立ち戻らねばならなくなる。

また、仮にこの規定を著作者人格権の相続にも適用される抵触規則と見るとすれば、著作者人格権の相続だけが保護国法に委ねられ、相続準拠法による著作財産権のそれと区別されることになり、法的不安定性を招くおそれも指摘されている。⁽⁷²⁾

ベルヌ条約6条の2に関するGiacometti事件判決の歯切れの悪さは、続く裁判例でも解決されていない。

ソ連で発禁処分を受けた作家の作品（当初は地下出版で、それからイスラエルにおいてロシア語で、その後フランスにおいてフランス語で出版された）について、その権利の相続人と主張する原告がフランスの出版社を訴えたパリ控訴院2009年11月27日判決では、被告から6条の2に基づく保護国法としてのフランス法の適用が主張された。パリ控訴院はこの点に明確には答えず、「著作者の死後におけるその著作物についての権利の受渡し（chaîne）」と「著作者の諸権利の相続上の移転のロシア法への送致」を示すにとどまり、同条の位置づけについては何も述べていない。⁽⁷³⁾

また、スペインの有名な画家Salvador Daliの妻Galaの手記の出版につき、Galaの前夫との間に生まれた娘（及びその相続人）が母Galaの著作者人格権を主張したヴェルサイユ控訴院2018年10月5日判決では、その帰属に関して6条の2が主

(68) A. LUCAS ET AL., *supra note* 1, n° 1782.

(69) J.-S. Bergé, *supra note* 66, p. 332.

(70) S. Durrande, *supra note* 66, p. 48.

(71) *Ibid.*

(72) J.-M. Wallet, *supra note* 65, p. 80.

(73) CA Paris, pôle 5, 2^e ch., 27 nov. 2009 ; *Propr. intell.* 2010, p. 731, obs. A. Lucas.

(74) A. Lucas, *supra note* 73, p. 732.

張されてもよいところ、不思議なことに当事者もそもそも言及しておらず、それゆえに裁判所もこの点についての判断を示していない。⁽⁷⁶⁾

このように、ベルヌ条約 6 条の 2 が著作者人格権の相続による帰属にまで適用されるかについてのフランス裁判所の立場は明確ではない。しかし、上述の通り、学説はこの問題を著作者人格権の帰属と見ることにはあまり好意的ではないようである。実際、隣接する著作財産権や追及権の相続による帰属は相続の問題ととらえられているし、著作者人格権の相続による帰属も同様に相続準拠法によらしめる方が、平仄が合うことになろう。⁽⁷⁷⁾

2. 強行法規としてのフランス法の適用

先に述べた通り、著作者人格権はフランス著作権法の枢要となる概念であり、それゆえその関連規定は国際私法上も特別な扱いを受ける。すなわち、フランス法上のきわめて重要な概念として、準拠法の如何を問わずに適用される強行法規的位置づけを与えられているのである。

以下、この強行法規性についての判例を概観し、著作者人格権の相続にこれが波及するかを検討する。

（1） Huston 事件判決

著作者人格権関連規定を強行法規と見る立場は、破壊院第一民事部1991年5月28日判決（Huston 事件）⁽⁷⁸⁾によって示された。

この事件は、アメリカ人の映画監督及び脚本家が、アメリカの映画製作会社と締結した労働契約（この中ですべての権利は会社に帰属することを同意）に基づき制

(75) CA Versailles, 1^{re} ch., 5 oct. 2018 ; *Dalloz IP/IT* 2019, p. 162, obs. J. Daleau ; *RTD com.* 2019, p. 95, obs. F. Pollaud-Dulian ; *Propr. intell.* 2019, n° 1, p. 45, obs. A. Lucas.

(76) F. Pollaud-Dulian, *supra note* 75, pp. 100-101. 本件ではベルヌ条約 5 条 2 項しか主張されていない。同98頁は「より強固であったろう 6 条の 2 に気づかずに」と評している。

(77) A. Lucas／拙訳・前掲注（56）311頁。N. Binetin, *supra note* 22, p. 113も権利の細分化に懸念を示す。

(78) Cass. 1^{re} civ., 28 mai 1991 ; *D.* 1993, p. 197, note J. Raynard ; *JCP G* 1991-II-21731, note A. Françon ; *Rev. crit. DIP* 1991, p. 752, note P.-Y. Gautier ; *RIDA* 3/1991, p. 197, obs. A. Kéréver ; *JCP E* 1991-II-220, note J. Ginsburg et P. Sirinelli ; *JDJ* 1992, p. 133, note B. Edelman. なお、この事件については拙稿「フランスにおける著作者人格権の準拠法：Asphalt Jungle事件の検討を通して」第8回著作権・著作隣接権論文集（著作権情報センター、2012）1頁以下を参照されたい。

作した白黒映画が、その後カラー化され、フランスで放映されることにつき、監督の遺族及び脚本家が著作者人格権（作品尊重権）に基づいて差止めを求めたものである。

破毀院は、現行のL. 111-4条及びL. 121-1条の前身となる規定に言及しつつ、「前者により、最初の公表地の如何を問わず、フランスにおいては文学的及び美術的著作物の同一性に対するいかなる侵害も許されない。後者により、創作の事実のみをもってその著作物の著作者となる者は、同条に定める著作者人格権を与えられる。これらの規定は絶対的に適用される規則である（ces règles sont des lois d'application impérative）」と判示している。

この「絶対的に適用される規則」は、直接適用法規（*loi d'application immédiate*）あるいは強行法規（*loi de police*；直訳すれば警察法）と同義とされる。⁽⁷⁹⁾ この性質を有する規定は裁判所によって直接に適用され、その際には抵触規則による準拠法の探求はない。Huston事件判決は著作者人格権の関連規定がこの性質を有すると判断したから、フランスではこれらの規定は準拠法の如何を問わず、あたかも公法規定のように、必ず適用されることになる。

（2）著作者人格権の相続と強行法規性

問題は、Huston事件判決が示したこの理論が著作者人格権の相続にも適用されるかである。

実際、この理論を採用していると思われる裁判例がある。パリ控訴院2016年5月11日判決である。⁽⁸⁰⁾ この事件では、カリフォルニアに居住するフランス人作曲家が、複数の婚姻の中で複数の子を持つことになったところ、最後の婚姻の妻をすべての財産の相続人とする遺言を残して死亡した。これに対して原告ら（初婚で生まれた息子と第二の婚姻で生まれた娘）は、当該遺言では著作者人格権の行使について彼らが明確に排除されてはいないから、遺留分の権利を有する彼らから著作者人格権が奪われることはない、と主張した。ここで原告らは、フランス法が「強行法規として（*s'agissant d'une loi de police*）」位置づけられることを理由としている。

(79) F. POLLAUD-DULIAN, *supra note 4*, n° 1416.

(80) CA Paris, pôle 3, 11 mai 2016 ; *Propr. intell.* 2016, p. 350, obs. A. Lucas. なお、この事件の上告審であるCass. 1^{re} civ., 27 sept. 2017, n° 16-13.151は遺留分を国際公序としなかったという点で注目される判例である。

パリ控訴院は、明示的にその理由付けを示したわけではないもののフランス法を適用しており（それによって遺留分権利者の存在にかかわらず包括受遺者が著作者人格権を得るから、原告らの訴えは結局のところ退けられた）、これはすなわち、⁽⁸¹⁾黙示的には強行法規としてのフランス法の適用を是認したものとされる。

ただし、裁判所の判断は常にこの理論によるわけでもない。前節で紹介したDaliの妻Galaの手記についての著作者人格権の相続が問題となったヴェルサイユ控訴院2018年10月5日判決では、Galaの娘（ら）はフランス法が「公序として（*d'ordre public*）」適用されると主張した。これに対して控訴院は、「著作財産権と著作者人格権を区別する理由はなく、著作者の権利の相続による移転」はすべて相続準拠法（この当時は被相続人の最後の住所地法）によると判示した。この時、スペイン法が著作者人格権の存在を認めているため「抵触規則の例外に根拠がな」いから、「著作者人格権の強行法規性（*caractère de loi de police*）はスペイン法の適用には有効に対抗できない」と述べている。

この理由付けに対しては鋭い批判がある。控訴院の表現は、いったんスペイン法を準拠法とした上でフランス法の公序例外を検討したように見える（その意味では原告らの主張あるいは表現に影響されたのかも知れない）。しかし、Huston事件判決が示したように著作者人格権関連規定が強行法規であるならば、外国法を考慮する余地はない。ただちにフランス法が適用されれば足りるはずである。

また、外国法が著作者人格権の存在を認めていたとしても、その内容や性質、保護の態様が異なることはあり得る。例えばイギリスやアメリカでは著作者人格権の譲渡可能性が認められるが、フランス法ではこれは容認されるべくもない。にもかかわらず、外国法が著作者人格権を容認する事実のみをもってフランス法の例外を検討すらしないことは理にかなわない。この点も控訴院はきわめて説明不足であると評価されている。⁽⁸³⁾

とはいっても、著作財産権及び著作者人格権の帰属の問題をいずれも保護国法に委ねたABC事件判決との平仄も考慮し、控訴院の結論それ自体には賛同する向きもある

(81) A. Lucas, *supra note* 80, p. 350.

(82) F. Pollaud-Dulian, *supra note* 75, p. 99.

(83) F. Pollaud-Dulian, *supra note* 75, pp. 99-100.

⁽⁸⁴⁾ る。この点は、結局のところ、Huston事件判決をいかに評価するかにかかる。同判決は権利の内容と同時に帰属についても論じるから、ゆえに帰属の問題にも強行法規としてフランス法が直接適用されるべきとし、上述のヴェルサイユ控訴院の判断に反対する余地もある。

以上を要するに、フランス学説において現時点ではこの点には見解の一致はなく、今後の学説及び判例の蓄積と発展によって解決されていくことになろう。

おわりに

著作物に化体する著作者の人格をどうとらえ、その死後における保護をいかに考えるか。その実現のために著作者亡き後の権利の存続や内容、死後の著作者の意思を反映する者の選定の方法等、フランス法の立場は興味深い。

そして、著作者人格権の人格権的特性は、国際私法の議論にも大きく影響する。Huston事件判決に示された法廷地法たるフランス法の強行法規性は、この権利の相続においても問題となる。この点は、最終的にはフランスが著作者人格権をいかに位置づけるかに帰結する。フランスでもこの点は未だ議論の途中であり、今後の展開の調査と分析はこれから継続的な課題としたい。

ボーダレスな現代社会において、フランスは自国の価値観をいかに保持するのか。デジタル化により作品は消えず人も忘れられなくなる昨今の時代性も、今後の著作者人格権の継承に関する法制や考え方へ影響してくるかも知れない。その判断はわが国を含む他国にも大きな示唆を与えるものとなろう。

(84) A. Lucas, *supra note* 75, p. 47は、Huston事件判決はもはや有効でなく、「同判決が著作者人格権の内容のみに与えようとした強行性を相続による移転に関する規定にまで広げる理由はない」とする。A. Lucas／拙訳・前掲注(56) 309-310頁も同旨。

(85) F. Pollaud-Dulian, *supra note* 75, p. 99 ; P.-Y. GAUTIER, PROPRIÉTÉ LITTÉRAIRE ET ARTISTIQUE, 11^e éd., PUF, 2019, n° 440.